

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、タクシー乗務員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、タクシーの運転業務中、交差点で後続の普通乗用自動車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌〇月〇日、Cクリニックに受診し、「頸椎捻挫、腰椎捻挫、両肩捻挫、胸椎捻挫、外傷性頸部神経根症」と診断され、療養の結果、同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

- 3 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害として、頸部及び右上肢の神経症状が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級、腰椎から左下肢の神経症状が障害等級第12級、耳鳴が障害等級第12級に該当するものと認めたものの、請求人には同一部位にそれぞれ既存障害として障害等級第12級に該当する障害があり、障害等級が同じであって加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件災害により請求人に残存する障害について、障害補償給付を支給しないとした監督署長の判断が妥当と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、治癒後、聴力障害及び耳鳴、せき柱の障害、頸部、右上肢、腰部から左下肢の神経症状が残存しているとし、聴力障害として、障害等級第9級の6の2「両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」、せき柱の障害として、障害等級第11級の5「せき柱に変形を残すもの」、頸部及び腰部の神経系統の障害として、それぞれ障害等級第9級の7の2「神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」に該当する障害が残存している旨主張する。

(2) 本件災害に係る障害に関し、自動車損害賠償責任保険（共済）（以下「自賠責保険」という。）の保険会社等は、自賠責保険における後遺障害等級には該当しないと判断しているところ、請求人は、本件災害の相手方（第二当事者）及び自賠責保険の保険会社等と本件災害に係る人身損害に対する一切の損害賠償金として、〇円余の受領の後、その余の請求を放棄する旨の承諾書を交わしている。

当該内容は、本件災害に係る人身損害についての真正な全部示談であると認められることから、そもそも、本件災害によって請求人に障害等級に該当する障害が残存しているとしても、当該障害に対して労災保険法による保険給付は行われないこととなる。

したがって、本件については、請求人に残存する障害の程度を検討するまで

もないものの、なお、念のため検討すると、以下のとおりである。

ア 聴力障害及び耳鳴について

(ア) 聴力障害について

D医師は、障害補償給付支給請求書に添付の診断書において、障害の状態の詳細として両側感音難聴とし、平均聴力レベルの検査結果（6分法）を右47.5dB、左70.0dBとしている。

E医師は、意見書において、右耳、左耳ともに高音障害型感音難聴とし、平均聴力レベルの検査結果（6分法）を右59.6dB、左75.9dBとしている。

D医師の検査結果によれば、請求人の聴力障害は、障害等級第11級の3の3「両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの」に該当し、また、E医師の検査結果によれば、障害等級第10級の3の2「両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの」に該当する。

この点、E医師は、意見書において、請求人の聴力障害の程度は、既存の聴力障害（障害等級第14級相当）の程度が加齢により増悪したものと考えて矛盾しない旨述べている。

当審査会としても、聴力障害が両側性で気道オージオグラムが左右ほぼ対称であること、両側とも高音障害型感音難聴であること等、加齢性難聴の特徴を示していることから、請求人に残存する聴力障害は、既存の障害が加齢により増悪したものであり、本件災害により増悪したものではないと判断する。

(イ) 耳鳴について

E医師は、意見書において、本件事故後に自覚的に耳鳴が増大し、ピッチマッチ・ラウドネスバランス法で右8000Hz－100dB、左8000Hz－90dBとなっており、障害等級第12級に該当する耳鳴が残存している旨述べているところ、当該耳鳴の残存を否定する医学所見等は認められないことから、当審査会としても、本件事故後、請求人には障害等級準用第12級に該当する耳鳴が残存しているものと判断する。

イ せき柱の障害について

F医師は、障害補償給付支給請求書裏面の診断書において、障害の状態の

詳細は自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書。以下「後遺障害診断書」という。) のとおりであるとし、後遺障害診断書において、傷病名を「頚椎捻挫、胸椎捻挫、腰椎捻挫等」としており、頚椎部の運動障害の状態を前屈（屈曲）20度、後屈（伸展）10度、右回旋25度、左回旋25度としている。

頚部の可動域角度については、後遺障害診断書に記載された測定値以外に、労働基準監督署担当官による測定値も残っており、いずれの測定値も参考可動域角度の1/2以下に制限されているが、この点についてG医師は、面談聴取書において、骨折がなく、軟部組織の高度な損傷はないため、障害としては考慮できないとしている。

せき柱の運動障害として評価するのは、せき椎圧迫骨折等を残していることがX線写真等により確認できる場合や、軟部組織に明らかな器質的変化が認められる場合などであるところ、当審査会として、本件一件記録を精査するも、頚部に骨折があったことや軟部組織にせき柱の運動への持続的影響を及ぼす明らかな器質的変化が存在する等の医学所見は認められず、せき柱の運動障害として評価すべき要件を満たさないことから、「せき柱に運動障害を残すもの」として評価することはできないと判断する。また、せき柱の変形障害についても、せき椎圧迫骨折等を残していることがX線写真等により確認できること等の要件が示されているところ、これらの要件を満たす医学所見は認められないことから、「せき柱に変形を残すもの」としても評価することはできないと判断する。

ウ 頚部及び腰部等の神経系統の障害について

F医師は、後遺障害診断書において、請求人の自覚症状を頚部痛、両前腕の痺れ、左下肢の痺れとしているが、当該神経系統の障害について特段の評価を行っていない。

G医師は、面談聴取書において、「右上肢痛、左下肢痛については一連の症状は認められない。頚部痛、腰痛については12級以上の評価は認められない。」としている。

当審査会として本件一件記録を精査したが、請求人に残存する神経系統の障害について、中枢神経系のものともみるべき医学所見等は認められず、また、カウザルギー、RSDといった障害等級第12級を超える障害として評価される場合もある特殊な神経症状に該当するという医学所見等も認められない

ことから、局部の神経系統の障害として、障害等級第12級ないしは第14級の障害として評価すべきこととなる。

したがって、請求人に残存する神経系統の障害に係る監督署長の判断について妥当性を欠くとみるべき理由はなく、当審査会としても、請求人には、本件災害後、それぞれ障害等級第12級の12に該当する頸部及び右上肢の神経症状、腰椎から左下肢の神経症状が残存しているものと判断する。

エ 請求人には、本件災害以前、既に残存していた障害、すなわち既存障害として、平成〇年〇月〇日の災害による耳鳴（障害等級準用第12級）、平成〇年〇月〇日の災害による頸部の神経症状（障害等級第12級の12）、平成〇年〇月〇日の災害による腰部の神経症状（障害等級第12級の12）が認められている。

オ 上記アないしウから、本件災害により請求人に残存する障害は、耳鳴（障害等級準用第12級）、頸部及び右上肢の神経症状（障害等級第12級の12）、腰椎から左下肢の神経症状（障害等級第12級の12）であり、頸部及び右上肢の神経症状と腰椎から左下肢の神経症状について準用第11級とした上で、耳鳴と併合し、併合第10級となるが、上記エのとおり、既存障害としてそれぞれ同一部位に同じ等級の障害が残存していたものと認められ、障害等級は変わらないことから、本件事故により障害を加重したものは認められない。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。